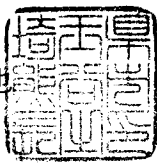


地方税法第20条の2の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和8年10月2日

熊谷市長 小林 哲也



送達すべき書類	送達すべき書類の要旨					氏 名	事 由
	通知書番号	賦課年度	課税年分	税目	期別		
督促状	0750369154	R7	R7	市県民税・森林環境税（特徴）	7月	株式会社 プラスワン	所在不明のため
督促状	0750369154	R7	R7	市県民税・森林環境税（特徴）	8月	株式会社 プラスワン	所在不明のため
督促状	0750369154	R7	R7	市県民税・森林環境税（特徴）	9月	株式会社 プラスワン	所在不明のため
督促状	0750369154	R7	R7	市県民税・森林環境税（特徴）	10月	株式会社 プラスワン	所在不明のため
督促状	0750369154	R7	R7	市県民税・森林環境税（特徴）	11月	株式会社 プラスワン	所在不明のため
督促状	0750369154	R7	R7	市県民税・森林環境税（特徴）	12月	株式会社 プラスワン	所在不明のため
督促状	0750369154	R7	R7	市県民税・森林環境税（特徴）	1月	株式会社 プラスワン	所在不明のため
督促状	0750369154	R7	R7	市県民税・森林環境税（特徴）	2月	株式会社 プラスワン	所在不明のため
督促状	0750369154	R7	R7	市県民税・森林環境税（特徴）	3月	株式会社 プラスワン	所在不明のため
督促状	0750369154	R8	R7	市県民税・森林環境税（特徴）	4月	株式会社 プラスワン	所在不明のため
督促状	0750369154	R8	R7	市県民税・森林環境税（特徴）	5月	株式会社 プラスワン	所在不明のため

上記の書類は、本職において保管してありますから受領の際はお申し出ください。

なお、受領しないときは、令和8年10月9日をもってその送達を了したことになります。